

## 2018年仲裁ADRワークショップ問題

1. ネゴランド国は北半球に位置する国であり、人口は約 200 万人、面積は約 10 万平方キロメートルである。ネゴランド国の首都はネゴタウンであり、同国の南部に位置する。ネゴタウンは、ネゴランド国の政治や商業の中心地となっている。ネゴランド国の産業構成比は、漁業や鉱業を中心とした第一次産業が GDP の約 20%、水産物の加工品や、鉱業製品の生産等を中心とした第二次産業が約 35%、観光や海運を中心とした第三次産業が約 45%となっている。一人当たり GDP は約 1 万米ドルである。同国の経済は順調に推移しており、政府の財政状況も健全である。ネゴランド国の北部は、鉄、ニッケル、チタン、白金といった鉱物資源に恵まれている。ネゴランド国では、かねてから、これらの鉱物資源を産出して諸外国に輸出するほか、こうした資源を利用した鉄、ニッケル、チタンなどの地金や合金の生産が活発に行われてきており、やはり諸外国に向けて輸出されている。ネゴランド国には、ネゴランド山脈と呼ばれる南北に連なる山岳地帯があり、この山岳地帯の地形を活かした水力発電が同国の電力需要の 8 割を賄っており、同国の産業に安価な電力を供給している。ネゴランド国の東部は、ネゴアブ川を挟んで隣国であるアービトリア国と接している。ネゴアブ川の上流には、ネゴランド山脈とは別の山岳地帯があり、休火山であるネゴランド山、ネゴランド山の噴火活動に伴い出来たと言われているネゴ湖などがある。
2. ネゴランド国の西岸にはネゴランド海流という暖流とノース海流という寒流が流れ込んできている。ネゴランド海流の影響でネゴランド国の気候は温暖であり、また、ネゴランド海流とノース海流のぶつかる海域はサケ、マス、サバが豊富に獲れる漁場となっている。このように近海に世界有数の漁場があることから、ネゴランド国の西岸では以前から漁業が盛んであった。ネゴランド国では、約 30 年前に魚の乱獲による水産資源の枯渇が問題となったが、政府がネゴランド海洋委員会を新設し、同委員会が国全体としての漁獲計画の立案、当該漁獲計画に基づく各漁船・漁業者毎の最大漁獲可能量の割当て、漁業者への各種情報提供等を行うという制度を導入した。この制度により、ネゴランド国近海における水産資源の状況は改善し、枯渇の懸念は払拭されるとともに、各漁船や漁業者も割り当てられた漁獲可能量のもとで計画的な操業を行うようになり、漁業従事者の経営状態が安定したといわれている。
3. 同国の産業のうち、鉱業製品の輸出及び海洋資源管理のための水産資源の調査については、同国の対外経済省のもとに設けられたネゴランド国対外経済公社が国家としての計画の立案や重要な案件における外国政府や企業等との交渉を担っている。ネゴランド国対外経済公社は法人格を有し、独立採算となっているが、経営陣の過半数は対外経済省の役人が就任しており、重要事項を決定するには対外経済省の承認が必要となっている。また、公社の建物の外壁が赤いレンガで覆われていることから、「レッド社」と呼ばれている。レッド社の組織の概要は別添1のとおりである。レッド社の財務状況は健全であるが、その詳細は対外的には公表されていない。また、レッド社が負う債務の履行については、ネゴランド国が保証

をすることもあり、正式な保証を行っていない場合であっても、レッド社が資金不足等に陥った場合には、事実上ネゴランド国の国家予算から必要な資金が供給されることとなっている。また、レッド社には、100%子会社として、ネゴランド国で産出されたニッケル及びチタンの製錬や精錬を行うネゴランド金属社及び白金の採掘や製錬、精錬を手掛けるネゴランド・マテリアルズ社が存在した。これらの子会社が生産する金属は、全てレッド社から販売されている。レッド社自身はレア・メタルの生産に直接携わっていないが、これらの子会社の社長や主要役員はレッド社から派遣されている。

4. アービトリア国は、人口は約 5000 万人、面積は約 30 万平方キロメートルであり、一人当たり GDP は約 4 万米ドルである。アービトリア国の産業構成は、第一次産業が約 15%、第二次産業が約 30%、第三次産業が約 55%である。アービトリア国は概して平坦な地形であり、中部から南部を中心に農業や畜産業が盛んである。ネゴランド国とは異なり、鉱物資源には恵まれておらず海外からの輸入が中心である。アービトリア国の首都はアブアブであり、アービトリア国の政治や経済の中心となっている。ネゴランド国との国境を流れるネゴアブ川沿いには、工業や商業の盛んな都市が展開している。アービトリア国の南東部のアービトリア湾周辺の地域ではサケ・マスの養殖が盛んである。
5. ブルー社は、アービトリア国の首都であるアブアブに本店を有しており、ネゴタウンや東京、香港、シンガポール、シドニーなどにも拠点を有している。ブルー社は、幅広く事業を展開しているが、これまでは、特に、金属等の資源、農産物、海産物等の分野に力を入れてきた。かつては、アービトリア国の製品の輸出や海外からの製品の輸入が中心であったが、1990 年頃からは、資源や製品の安定的な調達を可能にするため、鉱物資源の開発や農産物、海産物等の生産といったバリュー・チェーンの川上へ進出するようになり、国内外の子会社を通じた農産物の生産や魚の養殖、あるいは、鉱物資源開発、農産物・海産物の生産等を行う外国企業への出資、資源開発に必要な技術開発や施設建設等にも積極的に取り組んでいる。ブルー社の概要は別添2のとおりである。
6. ネゴランド国とアービトリア国の地図は別添3のとおりである。両国は、いずれも WTO 加盟国であり、TRIPS 協定の加盟国である。2005 年には二国間で自由貿易協定を締結しており、この自由貿易協定の定めにより、ネゴランド国とアービトリア国との間の両国産の物品の輸出入には関税がかからないこととなっている。両国間の往来にはビザは不要である。両国は、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(いわゆる「ニューヨーク条約」)の締約国である。両国の仲裁法は、国際商事仲裁に関する UNCITRAL モデル法(2006 年の改訂後のもの)をモデルに作成されている。両国とも、仲裁法を制定するにあたり、本問題との関係で考慮する必要があるような UNCITRAL モデル法からの変更は行っていない。また、両国とも、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国である。両国の会社法及び特許法の内容は日本のものと同一である。

7. 2000年4月、レッド社は、ネゴランド金属社の設備が老朽化したため、施設を最新のものに一新することを決めた。従来、レッド社は、メデイトリア国の非鉄金属プラント等の大手であるイエロー社と関係が深く、従来の設備はイエロー社に発注して建設してもらったものであった。メデイトリア国は先進国であり、ニューヨーク条約、パリ条約、WTOの加盟国である。なお、TRIPS協定の加盟国でもある。イエロー社は、1970年代から現在に至るまで非鉄金属プラントの分野では高い技術力を誇っていたが、1999年以降のメデイトリア国の経済の急速な悪化に伴い、イエロー社も経営不振に陥っていた。そのため、レッド社としては再度イエロー社に依頼するという選択肢は取りえなかった。
8. そのようなチャンスを捉えて、レッド社とのビジネス・チャンスを掴んだのがブルー社であった。ブルー社は、以前からネゴランド国に支店を設け、隣国であり、アービトリア国にはない水産資源や金属資源を豊富に有しているネゴランド国との取引に積極的であった。ブルー社は、アービトリア国の農産物のネゴランド国向けの輸出、ネゴランド国からの海産物や鉄鋼の輸入など様々なネゴランド国企業との取引を行ってきており、レッド社ともネゴランド国産の水産物加工品の輸入や熱延鋼板の取引を行ってきたが、ニッケルやチタンの取引やプラント輸出には食い込めなかった。今回のネゴランド金属社の設備更新プロジェクトに際しては、イエロー社という強敵がいなかったため、ブルー社はレッド社との取引拡大のチャンスであると考え、全力を挙げて案件の獲得に取り組んだ。
9. ブルー社において、本案件の中心となったのは、ネゴランド支店のジョージ・ルビー支店長であった。ルビー支店長は、もともと本店で金属資源の担当者として経験を積み、優れた勤務成績のために何度も社長賞を得ていた。ルビー支店長は35歳で将来の幹部候補であると考えられており、ネゴランド支店長としては最年少であった。ルビー支店長は、2000年1月にネゴランド支店に着任したばかりであり、本店の関係部署の支援を得てレッド社への提案を作成した。レッド社の本件の担当は、金属資源部のケイト・フォックス部長であった。フォックス部長は金属資源部門の経験が長く、金属資源関係のエキスパートとして活躍していた。
10. 2000年5月、ルビー支店長はレッド社のフォックス部長を訪問し、ブルー社が今回のネゴランド金属社の新施設に関するプロジェクトを請け負いたいと提案した。ブルー社の提案は、内容としては最先端の技術を活用したプラントを建設するというもので、レッド社にとって大変魅力的なものであった。しかしながら、当時、レッド社の金属資源部では、既に別件のプロジェクトを決定しており、それに加えて今回の新設備のプロジェクトを進めるに際しては、予算を出来るだけ抑えたいといった強い要望があった。そのため、第一回目のミーティングでブルー社からレッド社に対して提示されたターンキー・ベースで8000万米ドルという価格については、レッド社から高すぎるので再考して欲しいといった要求がなされた。一方、ブルー社としては、アービトリア国においてニッケルやチタンに対する需要は旺盛であるものの、従来、ニッケル

やチタンの供給元であった国が生産量を減らしていたことから、今回、新施設の建設を請け負うだけではなく、今回の取引を機に、ニッケルやチタンのアービトリア国への輸入取引についても開始したいと考えていた。

11. 2000年7月に行われたミーティングにおいて、レッド社のフォックス部長とブルー社のルビー支店長との間で、以下のようなやり取りがなされた。なお、このミーティングの中で、ネゴランド・マテリアルズ社について明示的に言及がなされることは、いずれの当事者からもなかった。

フォックス(レッド): 前回お願いした価格の見直しについては、如何でしょうか。

ルビー(ブルー): 今回の施設は最先端技術を活用したもので、なかなか価格の引き下げは難しいのが実情です。しかし、当社としては、今回の新施設に関する取引をきっかけに、貴社と新たにレア・メタルの取引を開始したいと考えています。アービトリア国でもレア・メタルに対する需要は旺盛であり、ぜひ当社にレッド社さんのレア・メタルを扱わせて頂きたいと考えています。そうして頂けるならば、長期的な視点から、今回のプロジェクトの金額をもう少し引き下げることが可能です。

フォックス(レッド): そうですか。ただ、当社および当社の子会社が現在扱っているレア・メタルはニッケルとチタンですが、ニッケルとチタンの輸出分については、既に他国の既存の顧客からの注文に対応するので精一杯なのですが…。

ルビー(ブルー): 今回、私達の最新設備を導入して頂くことにより、精錬の効率が大幅に向上するはずで。精錬に要する時間やコストも低減され、経営の効率化や生産量アップにもつながるのではないかと思います。また、レア・メタルの取引を開始して頂けるならば、貴社にとって重要なプロジェクトの金額の引き下げも実現できます。

フォックス(レッド): 分かりました。そういうことならば、貴社とのレア・メタルの取引について検討したいと思いますが、どれくらい価格を引き下げて頂けるのですか。

ルビー(ブルー): 7500万米ドルまで引き下げましょう。

フォックス(レッド): もう少し、引き下げることはできませんか。当社の事情として、今回のプロジェクトに割くことのできる予算が限られています。

ルビー(ブルー): もし、貴社が、ネゴランド金属社で生産されるレア・メタルについて、当社からの注文に対して優先的に供給してくれることを約束してくれるならば、もう少し引き下げること考えられます。

フォックス(レッド): 幾らまで引き下げられますか。

ルビー(ブルー): 7000万米ドルがギリギリの水準です。

フォックス(レッド): 7000万米ドルですか。もう少し何とかありませんか。

ルビー(ブルー): 厳しいですね。

フォックス(レッド): 当社が輸出する分について優先的に供給する、ということだけでよいですか。ネゴランド国内で必要とする分についてまで貴社に優先的に供給するわけにはいきませんので。

ルビー(ブルー): そうですね。それならば、7000 万米ドルではなく、7300 万米ドルまでが限界ですね。

フォックス(レッド): 何とか、7000 万米ドルにはなりませんか。

ルビー(ブルー): 分かりました。それでは、ネゴランド国内分として必要な分を除き、当社に優先供給するというので、7000 万米ドルで手をうちましょう。

フォックス(レッド): 有難うございます。レア・メタルの購入価格については如何ですか。

ルビー(ブルー): 価格については、市場の相場をベースに相談して決定しましょう。

フォックス(レッド): ところで、施設の建設に要する期間ですが、できるだけ急いで欲しいのですが。

ルビー(ブルー): その点は全力を尽くします。貴社に後悔はさせません。

12. 以上のようなやり取りの後、ブルー社はネゴランド金属社の新施設プロジェクトについて、7000 万米ドルで請け負った。また、同時に、レッド社とブルー社との間で、別添4のようなやり取りがなされ、別添5の合意書が締結された。別添5の合意書はブルー社が用意し、先にルビーが署名したものがフォックスに郵送され、フォックスがそれに署名した。別添4のやり取りに添付されていたドラフトと別添5の合意書に相違があることについて両社間において特に言及されたことはなく、またルビーもフォックスもその点を認識していなかった。

13. ネゴランド金属社の新精錬施設は予定より早く完成し、2002 年から稼働を開始した。性能は申し分なく、世界最先端の施設として注目を浴びた。高性能施設によって、生産効率は大幅にアップし、レッド社の金属資源部門の収益の向上に大きく貢献した。また、レッド社とブルー社との間のニッケル及びチタンの取引も順調に推移した。2003 年、レッド社はネゴランド・マテリアルズをネゴランド金属社に吸収合併した。これを機に、レッド社とブルー社との間では白金の取引も開始した(これ以前にブルー社とネゴランド・マテリアルズ社との間には取引関係はなかった)。

14. 2004 年頃にはレア・メタルに対する国際的な需要が急増した結果、レア・メタル危機と呼ばれる事態が生じた。しかし、レッド社の供給は安定しており、ブルー社からのニッケル、チタン及び白金の注文に対しても全て応じた。このころ、フォックスとルビーの間では以下のようなやり取りがなされた。

ルビー(ブルー): レア・メタル危機の中で、貴社が当社に対して安定的にレア・メタルを供給して下さっていることに感謝します。

フォックス(レッド): 正直なところ、社内では、貴社以外にもっと高く売りつけた方が良いのではないかといった意見もありますし、他国の企業から、金額はいくら高くてもよいから売ってくれといったような注文がある時もあります。しかし、私としては、安定的な取引を大切にしたいと考えていますし、また、何よりも、ネゴランド金属社の新施設建設の際に大変お世話になったので、できるだけ貴社の依頼にはお応えしたいと考えています。ビジ

ネスには信頼関係が大切ですから。

ルビー(ブルー): 有り難いことです。今後もニッケル、チタン、白金といったレア・メタルの市場環境については、不安定な状況が続くと見えています。当社は、貴社を頼りにしていますので、安定的な供給をお願いします。

フォックス(レッド): 安心してください。お任せ下さい。

15. その後、両社間のニッケル、チタン及び白金の取引は順調に行われた。2014年に世界最大のニッケルの産出国であるインドネシアがニッケルの輸出規制を導入したことにより、国際的にニッケルの供給に不安が生じた際にも、レッド社はブルー社からの注文には全て応じた。こうした2000年以降のレア・メタルの取引に際しては、レッド社がブルー社の全ての注文に何ら条件等を付けることなく応じていたこともあり、レッド社及びブルー社のいずれも、明示的に別添5の合意書に言及することはなかった。
16. 2014年1月、ネゴランド国で新たにタングステンの鉱山が発見された。報道によれば、大変良質の鉱石が大量に埋蔵されている可能性が高いとのことであった。レッド社ではタングステンの採掘、精錬のための施設を建設することになった。この案件の中心となったのは、レッド社のフォックス常務であった。フォックス常務は、部長から資源開発事業本部長に昇進しており、レッド社における資源開発事業についての最高責任者であった。フォックス本部長は、このころ、ブルー社本店の金属資源部長となっていたルビー部長に電話をかけた。ブルー社は、カナダでタングステンの精錬を手掛けており、タングステンを含むレア・メタルの精錬に関する最新技術について、ネゴランド国、アービトリア国、メデイトリア国、日本などで特許を有していた(かかる特許(請求項)の内容はいずれも同じである)。
- フォックス(レッド): 御存じのとおり、我が国でタングステンの鉱山が新たに発見されました。調査によれば、相当の埋蔵量があるとのこと。当社では、採掘・精錬のためのプラントを建設することとなりました。本件については、入札方式ではなく、相対取引で請負先を決定します。当社としては、貴社にプラント建設をお願いしたいと考えています。
- ルビー(ブルー): 当社としても、良質のタングステンを確保したいと考えており、貴国のタングステン事業にご協力をさせて頂きたいと考えています。その際には、当社の有する精錬技術の供与も考えています。
- フォックス(レッド): ありがとうございます。技術供与に加えて、プラント建設資金の一部を提供していただくことも可能でしょうか。
- ルビー(ブルー): どのくらいの規模をお考えですか。
- フォックス(レッド): 建設総額7000万米ドルで、そのうち、5000万米ドルを融資で調達したいと考えています。
- ルビー(ブルー): わかりました。速やかに社内で検討してご連絡させていただきます。
17. 2014年2月、レッド社とブルー社はタングステン精錬施設の建設に関するミーティングを行っ

た。このミーティングにおいて、タングステンに関する事業を扱う会社として、新会社を設立すること、施設建設に要する総額は7000万米ドルという点では意見が一致したが、その事業の実施形態について意見が分かれた。ブルー社は、レッド社とブルー社で合併会社を設立し、この会社がタングステンの採掘・精錬を行うといった案を提案した。ブルー社としては、今後、アービトリア国はもちろん、世界的にタングステンに対する需要は堅調に推移すると考えられることから、ネゴランド国におけるタングステンの生産に対する権益を確保したいと考え、単なる施設建設ではなく、ブルー社自体が事業主体となる合併といった形態を望んだのであった。これに対してレッド社は、これまでの取引から、ブルー社の技術力や営業力は信頼しているものの、ブルー社との合併会社という形で、タングステン事業におけるレッド社の独立性が損なわれることは好ましくないことから、合併会社という形態は望ましくないと考えていた。

18. 2014年2月のミーティングでは、レッド社とブルー社との間で、以下のようなやり取りがなされた。

フォックス(レッド): 今回の施設に関するご提案には基本的に満足しています。しかし、タングステンの採掘・精錬を合併事業で行いたいとのご提案については、難しいと考えています。

ルビー(ブルー): なぜでしょうか。

フォックス(レッド): 合併事業という形になると、経営に際して貴社と相談しながら進めなければならないこととなりますが、そのような形で事業の自由が制限されることは、当社はネゴランド国の公社としての性質上、受け入れられないからです。

ルビー(ブルー): そうですか。当社としては、今回のタングステンの精錬事業に対して資金も技術も提供するのですから、それに見合った一定の権益を確保したいと思います。

フォックス(レッド): 当社としては、精錬されたタングステンについて、優先的に貴社に供給することは可能であると考えています。

ルビー(ブルー): ニッケルとチタンの施設を建設したときと同じ形ということでしょうか。

フォックス(レッド): そうですね。そうしたいと思います。ニッケルとチタンについては、それであまくいっているのではないですか。

ルビー(ブルー): 優先供給については、以前の覚書でお約束頂いていますが、当社としては優先供給を超えて、事業自体に関わっていきたくと考えています。

フォックス(レッド): 今回は、国の方針でもう決まったことですので、ご理解ください。

ルビー(ブルー): やむをえないですね。その場合、当社の技術の供与についてはライセンス契約を締結して頂く必要があります。また、アップ・フロントでのライセンス料に加え、毎月の産出量に応じたロイヤリティをお支払い頂くことでよいですか。

フォックス(レッド): わかりました。

19. 2014年2月の上記のミーティングを経て、レッド社は本事業のために100%子会社としてネゴランド・タングステン社を設立し、レッド社とブルー社との間で、ブルー社が有するレア・メタル

の精錬に関する技術について別添6のライセンス契約書が締結された。優先供給に関して何らかの書面が取り交わされることはなかった。この点について、仲裁手続で行われた証人尋問では、別添7のような証言が得られている。なお、フォックスは2015年12月に定年でレッド社を退社した。

20. 2015年9月、タングステンの精錬施設が完成し、鉱山及び精錬施設の操業が開始された。当該施設におけるタングステンの精錬にはブルー社の特許技術が使用されており、ブルー社は、操業にあたりレッド社に対して技術者を派遣して生産指導を行っている。この施設が生産するタングステン地金は極めて良質であり、多くの国の企業から注文があった。レッド社によるタングステン鉱の生産は順調になされたが、10月末、ネゴランド・タングステン社のある地域に過去に記録のない大雨が降った。、ネゴランド・タングステン社は大雨に対する標準的な設備を備えていたが、かかる設備の想定を大きく超える降水により、同社の施設の一部が水没し産出ができなくなった。この結果、2015年11月から2016年3月の5か月間にかけて、同社のタングステン地金の生産能力は通常の半分に低下した。

21. 2015年9月から2016年4月の間、ネゴランド・タングステン社が生産したタングステン地金の量、ブルー社が注文した量及びレッド社が供給した量の状況は別添8のとおりである。なお、別添8において11月以降増加した国内向けの供給は、メデイトリア国のブラック社の100%子会社であり、今回の取引のために2015年11月5日にネゴランド国に設立されたブラック・ネゴランド社に対するものであることが判明している。ブラック・ネゴランド社が購入したタングステン地金の全量はブラック・ネゴランド社によってネゴランド国外に輸出されている。ブラック社がレッド社にタングステン地金の取引を提案した際に、レッド社の金属資源部長であるオレンジとブラック社の資源本部長であるノムラとの間で以下のようなやり取りがあった。

ノムラ(ブラック): 現在、御社のタングステンの生産が減少していることにより、世界的に供給不足が生じています。当社では、他社の購入価格の3割増しで購入しますので、当社に販売していただいけませんか。

オレンジ(レッド): それは魅力的ですね。ただ、確か当社は、アービトリア国のブルー社との間で、当社が扱うレア・メタルのうち輸出分についてはブルー社に優先して供給するといった約束をしているはずですよ。

ノムラ(ブラック): そうですか。ということは、ネゴランド国内に売る分は問題ないということですか。

オレンジ(レッド): そのとおりです。

ノムラ(ブラック): それでは、当社がネゴランド国に子会社を設立しますので、そこに売って頂けますか。それならば、輸出分ということにはならないので問題ないのではないのでしょうか。

オレンジ(レッド): いいアイデアですね。そうしましょう。

なお、ブラック社のノムラは、上記の会談の後、レッド社のオレンジとの関係を深めるため、オ



レンジをメディトリア国への4泊5日の旅行に招待し、メディトリア国で高額の接待を行った(費用は全額ブラック社の負担であったとの噂がある)。オレンジは、2016年12月、社内の規定に反して、ネゴランド国内の業者(ブラック・ネゴランド社ではない)から金銭を受け取ったということで、懲戒免職となっている。上記のメディトリア国への旅行については、オレンジは、費用は自分で払ったと主張している。

22. 2015年11月15日、レッド社は、ブルー社からのタングステン地金の注文に対し、生産能力が半分に低下したこと及び国内供給が増加したことを理由として、かかる注文に応じることができない旨を通知した。これに対してブルー社はタングステン地金の引き渡しを求めたが、レッドはこれに応じなかった。この間のレッド社とブルー社との間のやり取りは、別添9のとおりである。2015年11月から2016年3月にかけて、ブルー社の注文どおりにタングステン地金が供給されていた場合には、ブルー社は500万米ドルの利益を得ることができた(この事実には争いはない)。ブルー社は、レッド社に対して、レッド社が優先供給義務に反してタングステン地金を供給しなかったことに基づく損害の賠償を請求している。これに対して、レッド社は、タングステン地金についてレッド社は優先供給義務を負うものではないし、仮に何らかの供給義務を負っていたとしても、本件の事情のもとではレッド社に義務違反はないと主張している。

以上の事件を、「タングステン事件」という。

23. レッド社によるレア・メタルの生産に関連して、ブルー社はもう一つの請求をレッド社に対して行っている。それは、ブルー社がレッド社に対してライセンスしたレア・メタルの精錬技術に関するものである。レッド社は、かねてから白金の精錬技術に不満を抱いていたところ、2015年9月、レッド社の研究所から、ブルー社からライセンスを受けた技術が白金の精錬にも利用できるのではないかという結果が報告された。報告によると、当該技術を利用することにより生産性が向上するとのことであった。この結果を踏まえて、2015年10月20日、レッド社はブルー社に相談した。

オレンジ(レッド): 当社としては、貴社からライセンスを受けているレア・メタルの精錬技術は白金の精錬技術にも応用できるのではないかと考えています。

ルビー(ブルー): そうですね。正確なところはわかりませんが、そのような応用は可能かもしれません。

オレンジ(レッド): 当社の研究所からの報告では、その技術を応用することによって生産性の1割程度の向上が見込めるとのことでした。当社としては、白金の精錬にもこの技術を使いたいと考えています。

ルビー(ブルー): 了解しました。必要であれば当社としてはライセンス契約書を改訂し、白金の精錬への利用もライセンスの対象としてもかまいません。

オレンジ(レッド): 有難うございます。ロイヤリティについてはどうでしょうか。

ルビー(ブルー): おそらく現状と同じ計算方法でよいと思いますが、内部で確認します。

オレンジ(レッド): 了解しました。それでは、ライセンス契約を改訂することをお願いします。

ルビー(ブルー): 契約書の改訂手続については、改めてご連絡させていただきます。

オレンジ(レッド): 了解しました。よろしくをお願いします。

このやり取りの後、ルビーとオレンジとの間で別添10に記載されたやりとりがなされた。しかし、このメールでのやり取りの後、レッド社もブルー社も変更契約書を相手方に送付することはなかった。

24. 一方、2015年12月15日、メディトリア国のグリーン社からレッド社に対して、白金の精錬についてグリーン社が有している技術を採用しないか、といったアプローチがあった。グリーン社から提案された技術はブルー社のレア・メタルの精錬技術と類似したものであったが、グリーン社によれば、この技術はグリーン社が最近独自に開発したもので、メディトリア国及びネゴランド国で現在特許申請中であるとのことであった。グリーン社自身もメディトリア国に有する白金の精錬施設で利用を開始したが、大変優れた技術で精錬の効率が大幅に上昇したとのことであった。グリーン社からの提案は魅力的なものであり、ライセンス料についてもアップ・フロントで一定額を支払うだけでよいとのことであった。そこで、レッド社はグリーン社との間で、グリーン社がレッド社に対して当該技術をネゴランド国で利用することを許諾する別添11のライセンス契約を締結し、2016年3月1日からレッド社がネゴランド国に有する白金の精錬施設に導入した。これによりレッド社でも白金精錬にかかる生産性が大幅に向上した。このため、レッド社はブルー社の技術を白金精錬に応用することは結局行わず、またこの過程で、レッド社はブルー社に連絡したり、ブルー社と相談したりすることはなかった。なお、ネゴランド国・メディトリア国では、特許申請中の権利を他者にライセンスすることも法令上認められている。
25. そうしたところ、2016年5月、ブルー社からレッド社に対して、グリーン社の技術はブルー社の特許を侵害するものであるとして、別添12のレターが送付されてきた。これに対してレッド社がグリーン社に対して状況を確認したところ、グリーン社からは、「当社が貴社にライセンスした技術については、当社が独自に開発したものであり、ブルー社の特許権を侵害するようなものではありませんので、ご安心ください。ブルー社との間での仲裁手続を通じ、当社の技術がブルー社の特許権を侵害するものではないことが明らかになるはずです。」との返答があった。そのため、レッド社では、ブルー社に対して別添13のレターを送付し、グリーン社の技術の利用を継続した。
26. ところが、2017年3月1日、グリーン社がメディトリア国におけるグリーン社の白金の精錬施設で利用している技術はブルー社のメディトリア国における特許権を侵害するものであるので、グリーン社は直ちに当該技術の使用を終了するとともに、特許権侵害行為によりブルー社が被った損害を賠償せよ、とのアービトリア仲裁センターにおける仲裁判断が下された(レッド社は本仲裁手続の当事者ではなく、レッド社の白金の生産に関する問題は、本仲裁では

扱われていない)。ブルー社は、別添14のレターをレッド社に送付し、ブルー社の技術を白金に利用したことによる2倍のロイヤリティに相当する額を支払うことを求めている(なお、仮にレッド社が別添6のライセンス契約でライセンスされたブルー社の技術を別添6のライセンス契約に基づき白金の精錬にも利用していたとされた場合、2016年3月1日以降のロイヤリティの額が1カ月あたり5万米ドルであることについて争いはない)。一方、ネゴランド国では、グリーン社が行っていたネゴランド国における特許の申請が2017年4月1日付で認められ、グリーン社が特許権者として登録された。なお、ブルー社は、ネゴランド国特許庁に前記の仲裁判断を提出し、グリーン社の特許申請を認めないよう異議申立てを行ったが、2017年5月1日、ネゴランド国特許庁は、ブルー社の技術とグリーン社の技術の同一性について判断することなく、ブルー社がネゴランド国特許法で定める期日までに証拠を提出しなかったことを理由として(ブルー社の担当者が証拠の提出を失念していたことは事実である)、ネゴランド国特許法によればグリーン社の特許権を認めることができるとして、ブルー社の異議申立てを退けた。ブルー社はネゴランド国裁判所にグリーン社の特許権の無効確認を求める訴訟を提起したが、訴訟が最終的に決着するには2~3年を要する見込みである。ブルー社は、レッド社に対して別添15の書面を送付し、仮にグリーン社がネゴランド国法上特許権者であるとしても、レッド社がライセンス契約に違反してブルー社の特許を侵害している事実は変わらないと主張している。これに対してレッド社は、ブルー社に対して別添16の書面を送付し、ネゴランド国においてはグリーン社が特許権者であるのだから、レッド社はブルー社の特許を侵害しておらず(レッド社は現在もネゴランド国における白金の生産を継続している)仮に契約違反があるとしてもレッド社に損害賠償の責任は生じないと主張している。

以上の事件を、「ライセンス事件」という。

27. レッド社は、水産事業本部の業務のひとつとして、海洋資源管理のための水産資源の調査を行っているが、最近の研究により、ネゴランド国の漁業海域における魚類資源は、アービトリア国東岸の海域の状況が大きな影響を与えることがわかってきた。また、近時はアービトリア国の漁船がネゴランド国の周辺海域において漁を行うことが増え、それがネゴランド国沿海における漁獲高の減少を招いているのではないかという指摘もなされるようになってきた。このためネゴランド国政府は、アービトリア国との水産資源の共同管理を行うことを考え、レッド社に調査を指示した。これを踏まえレッド社はブルー社に共同調査を提案することになった。ブルー社は、サケの養殖事業のためにレッド社が開発した飼料を導入しており、漁業関連でも密接な関係があった。

28. 2015年12月、レッド社のウルフは、水産資源の調査についてサファイア協議するため、ブルー社を訪問した。その際、以下のやり取りがなされた。

ウルフ(レッド):今年も大変お世話になりました。

サファイア(ブルー):こちらこそありがとうございました。

ウルフ(レッド):ところで、当社では、ネゴランド・アービトリア近海の水産資源の調査プロジェ

クトを企画しています。貴社と一緒に実施できればと考えていますが、ご関心はありますか。

サファイア(ブルー): はい。ぜひ一緒したいと思います。当社でもこれまで継続して調査を行っており、有用なデータを有していると思います。

ウルフ(レッド): 当社では、我が国の水産資源に関する調査データ等を扱っており、これらは対外的に公表していないので、守秘義務契約を締結していただく必要があります。

サファイア(ブルー): アービトリア近海に関して私たちが有しているデータについても同じですので、相互に守秘義務を負うということで問題ありません。

ウルフ(レッド): 当社の保有する情報はネゴランド国政府から受領したものなどもあり、機密性が高いものが含まれていますので、特に厳重な管理をお願いします。できれば、ネットワークから隔離されたところで保管して頂きたいと考えています。

サファイア(ブルー): 厳重な管理が必要であることは了解しました。しかし、当社のシステムや IT 部門が定める管理ルールに従う必要がありますので、その点はご了解ください。当社のセキュリティ体制は非常に堅固であり、従業員への教育もきちんと行っていますのでご安心下さい。

ウルフ(レッド): 了解しました。ではその点は御社を信頼することにします。

その後、レッド社とブルー社は別添17の守秘義務契約を締結した。

29. 守秘義務契約締結後、レッド社とブルー社との間で様々な情報がやり取りされると共に、水産資源の調査も進められた。ブルー社では、レッド社から受領したものを含め、今回のプロジェクトに関する資料・情報は全てブルー社において特別に管理されているサーバに保存し、企画部門及び水産部門に所属する従業員がアクセスできる態勢を取った。2016年4月、ブルー社水産部門の従業員が、社外から送られてきた電子メールに添付されていたウィルスの組み込まれた添付ファイルを開いてしまったことをきっかけとして、何者かの手によってサーバがハッキングされ、この調査プロジェクトに関連する様々な情報がインターネット上に流出してしまうといった事態が発生した(流出した情報がブルー社のサーバにあったものであることは判明している)。ブルー社では、外部からの電子メールについてウィルスの有無をチェックする標準的なプログラムを備えていたが、ウィルスは新種であったため、このプログラムをすり抜けていた。また、今回のメールはブルー社の得意先の名を騙った自然なものであったため、当該従業員はうっかり開いてしまったとのことであった。なお、ブルー社では全従業員を対象としたデータセキュリティに関する講習会を行っており、見知らぬ添付ファイルがついたメールを開かないように注意喚起をしていたが、当該従業員は休職していたためその講習会を受けていないことがわかった。なお、今回の事態を調査したネットワークセキュリティの会社によると、ブルー社以外にも、アービトリア国やネゴランド国の多くの企業がこのウィルスの攻撃にあったが、被害にあったとの報告があったのはブルー社のほか数社程度とのことであった。

30. 公表された情報には、ブルー社がレッド社から受領していた情報も含まれていた。その情報の中に、ネゴランド国海洋委員会が、ネゴランド国、アービトリア国も締約国となっている魚種資源の保存に関する条約(「魚種資源保存条約」という)において禁止されている漁法でネゴランド国の漁船がネゴランド国の近海で漁業を行うことを事実上容認していることを示す資料が含まれていた。具体的には、2015年頃から海洋委員会に対して違法な操業についての情報が寄せられていながら、同委員会は、あえて特段のアクションを取らず、放置してきたことを裏付ける記録である(多くの文書や写真等を含む電子データで、「委員会内限り」という記載・記録がなされていた)。同条約によれば、締約国が条約で禁止されている操業を発見した場合には必要な処分を行うとともに、当該締約国はその事実を公表しなければならないと規定されている。ネゴランド国の漁船によって違法操業が行われており、かつ、政府がそれを放置していたという情報は、新聞やテレビで大々的に取り上げられた。国際的にもネゴランド国の海産物の不買運動やネゴランド国企業への漁業関係製品の供給拒否といった動きを生じさせた。この情報が公表された結果、2016年4月から12月にかけてのネゴランド国の海産物の輸出量は大きく落ち込み、レッド社は1000万米ドルの損失を被った。ネゴランド国海洋委員会は公式にこの違法操業の情報の存在を認めておらず、同国政府が当該違法操業について適切な対応をとらずに放置したことについても認めていない。この情報は水産資源の調査プロジェクトとは直接関係のないものであり、レッド社が当該資料を保有するに至った経緯は判明していないが、レッド社の担当者が他の秘密情報をブルー社に提供する際に誤って一緒に提供してしまったものである(レッド社は、この情報が誤ってブルー社に提供されたことについて、本件事態が発生するまで気づかなかった)。なお、ネゴランド国海洋委員会が魚種資源の保存のために様々な積極的な施策をとることを公表したこともあって、2017年には、この騒動は沈静化し、レッド社の輸出量も元に戻っている。
31. レッド社は、上記の情報が流出したのは、レッド社とブルー社との間の別添17の守秘義務契約に基づく義務の違反であり、この義務違反によって1000万米ドルの損害を被ったとして、ブルー社に損害賠償を求めている。これに対して、ブルー社は、守秘義務違反はなく、また損害賠償責任も負わないと反論している。なお、この情報が公表されなければ1000万米ドルの損失が発生しなかったことについて争いはない。  
以上の事件を、「漁業事件」という。
32. レッド社とブルー社は、タングステン事件、ライセンス事件及び漁業事件における紛争を仲裁で解決することに合意した。この仲裁手続において契約や不法行為に関する法律問題に適用される法については、日本法とすることに当事者が合意している。本仲裁手続における当事者の請求と、2018年3月2日に予定されている期日において検討されるべき争点は、別添18のとおりである。

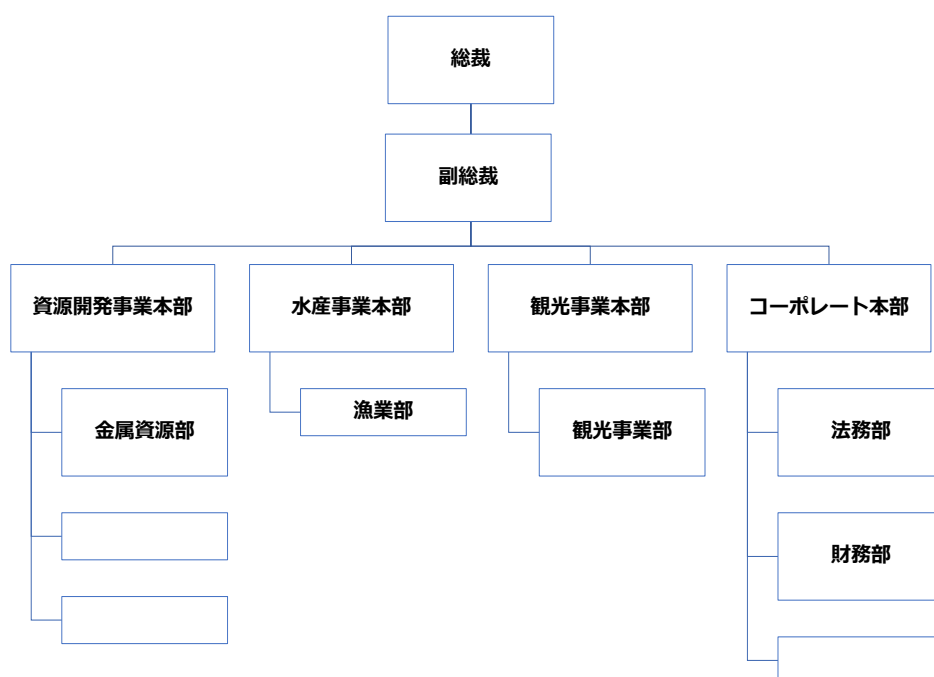
レッド社の概要

社名:レッド社

本店所在地:ネゴランド国ネゴタウン

財務諸表:非開示

組織 (本問に関係ない部署は省略した)



## ブルー社の概要

社名:ブルー社

本店所在地:アービトリア国アブアブ

株式:アービトリア証券取引所上場会社

決算:12月決算、国際会計基準(IFRS)を適用

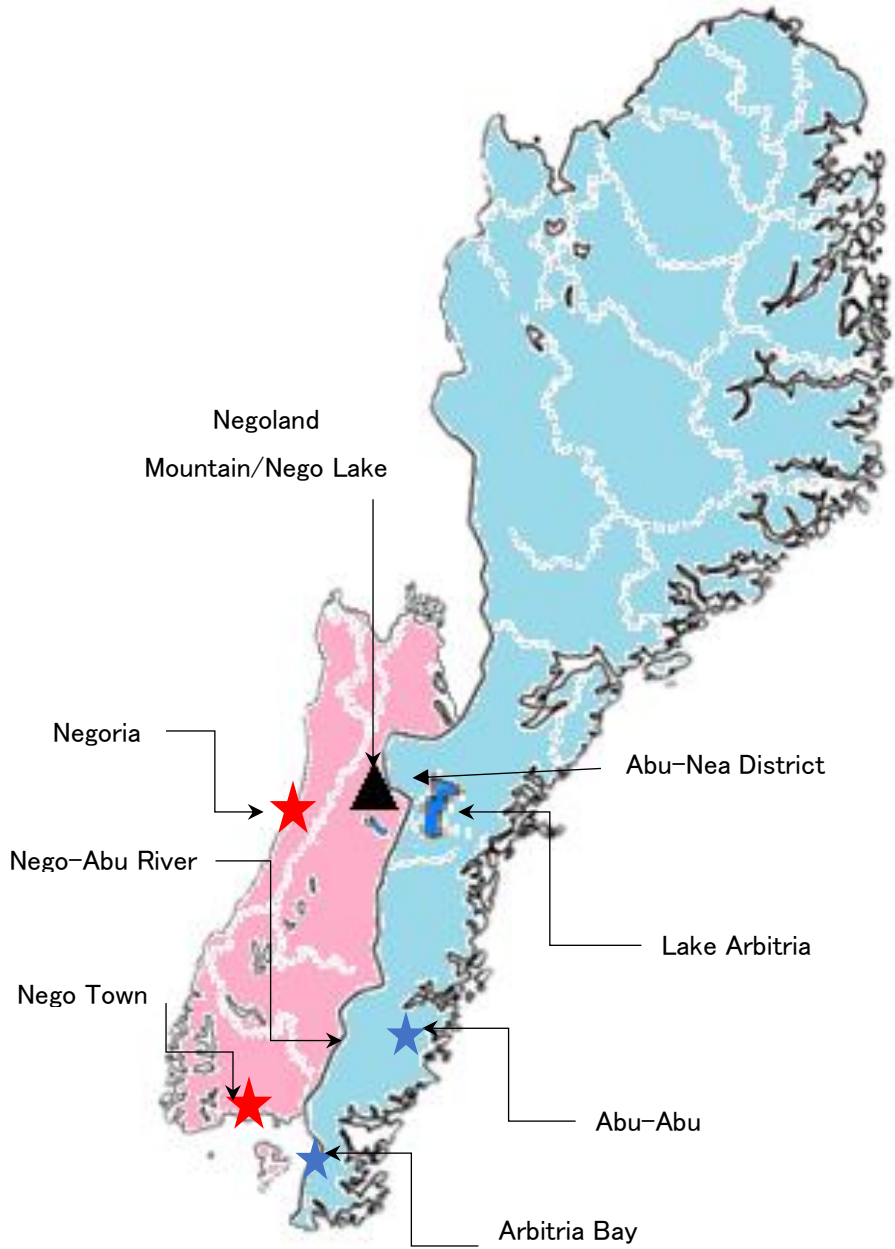
## 連結財務諸表

(単位:百万米ドル)	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
金属・エネルギー	34,500	35,600	22,900	15,900	15,200
機械・インフラ	6,100	5,900	5,300	4,500	4,700
食品	12,100	13,600	10,500	8,500	8,900
生活産業	13,300	12,900	11,500	10,700	11,400
その他	2,000	2,000	1,800	1,400	1,800
収益	68,000	70,000	52,000	41,000	42,000
金属・エネルギー	1,700	1,500	300	-2,400	200
機械・インフラ	500	400	300	100	700
食品	100	100	100	100	100
生活産業	200	300	200	200	200
その他	300	0	100	100	0
当期純利益	2,800	2,300	1,000	-1,900	1,200

(単位:百万米ドル)	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
金属・エネルギー	74,000	72,000	59,000	43,000	49,000
機械・インフラ	26,000	27,000	24,000	22,000	25,000
食品	12,000	11,000	10,000	8,000	10,000
生活産業	22,000	22,000	19,000	17,000	19,000
その他	9,000	7,000	7,000	5,000	8,000
総資産	143,000	139,000	119,000	95,000	111,000

(単位:百万米ドル)	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,410	6,500	7,540	6,370	4,810
投資活動によるキャッシュ・フロー	-12,220	-9,490	-4,550	-4,420	-4,160
財務によるキャッシュ・フロー	3,900	-130	-1,430	-520	-650
現金及び現金同等物期末残高	23,270	17,680	16,510	16,120	17,810

ネゴランド国及びアービトリア国の地図





E-mail communications between Red and Blue

From: George Ruby  
Sent: Friday, July 29, 2000 10:23 AM  
To: Kate Fox  
Subject: Re: Priority Supply Agreement

Dear Ms. Fox,

Thank you very much for your e-mail.  
We accept your proposed amendments.  
Let's take necessary internal steps to conclude the agreement and sign it as soon as possible.

Best regards,  
George

-----Original Message-----

From: Kate Fox  
Sent: Wednesday, July 19, 2000 5:51 PM  
To: George Ruby  
Subject: Re: Priority Supply Agreement

Dear Mr. Ruby,

Thank you for your email.  
I reviewed the draft agreement regarding the priority supply of Nickel and Titanium. Please find my proposals (highlighted in red) to amend to reflect our mutual understanding more precisely.

Best regards,  
Kate

<Attachment File>

RE: Priority Supply of Minor Metals

Red Corporation ("Red") and Blue Inc. ("Blue") agree that Red gives Blue the right and Blue

accept the right to order and purchase the minor metals (Nickel and Titanium) that are produced by Red or its affiliate in precedence to other prospective purchasers in other countries than Negoland.

Kate Fox

George Ruby

Red Corporation

Blue Inc.

-----Original Message-----

From: George Ruby

Sent: Friday, July 7, 2000 2:51 PM

To: Kate Fox

Subject: Priority Supply Agreement

Dear Ms. Fox,

It was great to see you and discuss the priority supply of minor metals produced by your company.

Please find the attached draft agreement on the priority supply and give us your comments, if any.

Thank you very much and I look forward to hearing from you.

Best regards,

George

<Attachment File>

RE: Priority Supply of Minor Metals

Red Corporation ("Red") and Blue Inc. ("Blue") agree that Red gives Blue the right and Blue accept the right to order and purchase the minor metals that are produced by Red or its affiliate in precedence to other prospective purchasers.

Kate Fox

George Ruby

Red Corporation

Blue Inc.

RE: Priority Supply of Minor Metals

Red Corporation ("Red") and Blue Inc. ("Blue") agree that Red gives Blue the right and Blue accepts the right to order and purchase the minor metals, such as Nickel and Titanium, which are produced by Red or its affiliate in precedence to other prospective purchasers in other countries than Negoland.

August 1, 2000

Kate Fox

George Ruby

Red Corporation

Blue Inc.

## **License Agreement**

This License Agreement (this “Agreement”), made and entered into as of February 28, 2014, by and between Blue Inc. (“Licensor”), a corporation organized and existing under and by virtue of the laws of Arbitria, and Red Corporation (“Licensee”), a corporation organized an existing under and by virtue of the laws of Negoland.

### **WITNESSETH:**

**WHEREAS**, Licensor owns certain patents and related technology of refining minor metals (“Licensed Technology”); and

**WHEREAS**, Licensee desires license, and Licensor is willing to grant Licensee a license regarding such refining technology under the terms and conditions hereinafter set forth.

**NOW, THEREFORE**, in consideration of the mutual premises and covenants hereinafter set forth, the parties hereto agree as follows:

#### **1. LICENSE:**

1.1 Subject to the terms of this Agreement, Licensor hereby grants to Licensee and its subsidiaries a non-exclusive, non-transferable, limited, royalty-bearing license, without any right to grant a sublicense under the Licensed Technology during the term of this Agreement solely to refine Tungsten in Negoland.

1.2 Licensee may not use the Licensed Technology other than the purpose as set forth in Section 1.1.

1.3 Licensee shall cause its subsidiaries to be bound by the obligations no less restrictive than those of Licensee under this Agreement and will be fully liable for the subsidiaries’ performance thereof.

#### **2. OWNERSHIP:**

2.1 Licensee acknowledges that this Agreement does not transfer or convey to Licensee the ownership of or any rights in any of the Licensed Technology (expressly including intellectual property rights thereto) except as expressly set forth herein. Licensee shall not acquire any right, title or goodwill to the Licensed Technology by virtue of using such Licensed Technology.

2.2 Any right not expressly granted herein to Licensee is expressly reserved by Licensor. Unless otherwise expressly provided herein, nothing contained in this Agreement shall be construed as granting or conferring any right or license, by implication, estoppel or otherwise,

under any patent, copyright, trademark, trade secret or any other intellectual property rights of Licensor.

### **3. LICENSE FEE AND ROYALTIES**

3.1 In consideration of the license granted under Section 1.1 hereof, Licensee shall pay to Licensor US\$200,000 within thirty (30) days after the execution of this Agreement.

3.2 In addition to the foregoing, Licensee shall pay to Licensor, in United States dollars, a running royalty (the "Royalty") equal to three percent (3%) of the Production Amount each calendar month. The "Production Amount" means the quantity produced by Licensee by using the Licensed Technology and/or its subsidiaries multiplied by the average of the market price for the respective month in the London Metal Exchange. Within fifteen (15) days after the end of each calendar month, Licensee shall provide a report to Licensor stating the Production Amount and applicable royalties for the applicable month, for the applicable month, and pay the running royalty within forty-five (45) days after the end of each calendar month.

3.3 In addition to and without waving any other rights or remedies available to Licensor, if Licensee breaches this Agreement by engaging in unauthorized use of the Licensed Technology, Licensee shall pay to Licensor double Royalties on any Production Amount produced by such unauthorized use.

(Omitted)

### **6. TERM:**

6.1 This Agreement shall become effective as of February 28, 2014 and shall continue in full force and effect for one (1) year. Thereafter, this Agreement shall be automatically extended on a year-by-year basis unless either party gives to the other party a written notice of its termination to terminate this Agreement at least thirty (30) days prior to the expiration of such initial one (1) year period or any extended term thereof, as the case may be.

### **7. MISCELLANEOUS:**

(Omitted)

7.8 This Agreement and any disputes related to or arising out of this Agreement shall be governed in all respects by Japanese laws.

7.9 Any controversy or claim arising out of or relating to this Agreement shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan. Such arbitration shall be conducted in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association.

7.10 This Agreement constitutes the entire agreement between the parties with respect to the subject matter of this Agreement, and supersedes and replaces all prior or contemporaneous

communications, discussions, understanding or agreements, written or oral, regarding the subject matter hereof. No amendment or supplement to or modification of this Agreement shall be binding unless made in writing and signed by a duly authorized representative of each of the parties.

**IN WITNESS WHEREOF**, the parties by their duly authorized representatives have executed this Agreement upon the date first set forth above.

Licensor:  
Blue Inc.

Licensee:  
Red Corporation

By (signed)

By (signed)

○ルビー及び他のブルー社の担当者の証言

Q:なぜ、タングステンについて優先供給に関する合意書を作成しなかったのですか。

A:フォックスとの間で優先供給については合意できているという認識でしたので、合意書の作成は単に形式だけとと思っているうちに後回しになってしまいました。実際、タングステンの供給について特に不安はありませんでした。但し、別添5の合意書でタングステンもカバーされるのではないかと思いましたが、こちらから合意書の話を持ち出す必要はないのではないかと考えていました。

Q:別添5の合意書を作成するにあたって、これがどのような金属に適用されるかについて、レッド社とブルー社との間でやり取りがなされたことはありますか。

A:2000年7月のミーティングでのやり取りと、別添4のやり取りを除いては、明示的にやり取りがなされたことはありません。

○フォックス及び他のレッド社の担当者の証言

Q:なぜ、タングステンについて優先供給に関する合意書を作成しなかったのですか。

A:ブルー社から要請がなかったため、当社からあえて合意書の作成について話を持ち出すことはありませんでした。

Q:別添5の合意書を作成するにあたって、これがどのような金属に適用されるかについて、レッド社とブルー社との間でやり取りがなされたことはありますか。

A:2000年7月のミーティングでのやり取りと、別添4のやり取りを除いては、別添5の合意書について明示的にやり取りがなされたことはありません。

## Production, Order and Supply of the Tungsten Products of Red

(unit : tons)	2015.9	2015.10	2015.11	2015.12	2016.1	2016.2	2016.3	2016.4
Total Production Quantity	80	80	40	40	40	40	40	80
Order from Negoland	20	20	*40	*40	*40	*40	*40	*40
Supplied to Negoland Companies	20	20	*40	*40	*40	*40	*40	*40
Order from overseas (total)	70	60	70	70	70	70	60	40
Ordered by Blue	20	20	20	20	20	20	20	20
Supplied to Blue	20	20	0	0	0	0	0	20

\*のついている 40 のうち、20 はブラック・ネゴランド社からの注文、および、同社に対する供給量である。



レッド社とブルー社との間のやり取り

(11月10日付でレッド社からブルー社に送付されたメールの内容)

先日のネゴランド国での大雨のため、ネゴランド・タングステン社の施設の一部が水没しました。現在、復旧計画を立てていますが、復旧には半年ほどかかる見込みであり、この間、当社のタングステン地金の生産能力は3分の1に低下してしまうことが明らかになりました。このため、生産能力が復旧するまでの間、貴社のタングステン地金の注文は受けられない状況となっております。ご迷惑をおかけしますが、悪しからずご了解ください。

(11月11日付でブルー社からレッド社に送付されたメールの内容)

大雨による被害についてお見舞い申し上げます。  
当社からの注文に応じることができないとのことですが、貴社は2000年8月の合意書により、当社への優先的な供給をお約束されていますし、当社の注文数量分は生産されているものと思いますので、当社の注文に従い供給していただきますようお願い致します。

(11月11日付でレッド社からブルー社に送付されたメールの内容)

ご連絡有難うございます。  
当社としましては、ニッケル及びチタンについては貴社への優先的な供給をお約束しておりますが、それ以外のレア・メタルについて優先的な供給をお約束しておりません。  
また、国内におけるタングステン地金の発注量が増加しており、生産量が国内への供給に対応する分しかありませんので、いずれにしても貴社にタングステンを供給できる状況にはありません。

(11月12日付でブルー社からレッド社に送付されたメールの内容)

貴社と当社との2000年8月の合意書では、優先供給の範囲はニッケルやチタンに限定されておられませんし、タングステンについては合意済みであると理解しております。現に、先月は当社に注文全量について供給して頂いております。また、国内への供給分が増加したとのことですが、貴国の国内需要に基づくものではありませんので、それを理由として当社への供給を行わないことは容認できません。

(11月12日付でレッド社からブルー社に送付されたメールの内容)

貴社のご見解につきまして当社は同意しかねます。残念ながら、ご要望に沿うことはできません。先月につきましては、御社にはこれまでお世話になっていることから何とか対応したまでです。

(11月1日付でオレンジがルビーに送付したメールの内容)

こんにちは。先日前話のありましたライセンス契約の件はどうなりましたでしょうか。改訂する部分は、1.1にPlatinumを加えるだけでよいと理解していますが、こちらから変更契約書をお送りしましょうか。

(11月2日付でルビーがオレンジに送付したメールの内容)

先日はありがとうございました。現在当方にて変更契約を準備しております。恐れ入りますが少しお待ちください。

## **License Agreement**

This License Agreement (this “Agreement”), made and entered into as of January 10, 2016, by and between Green Inc. (“Licensor”), a corporation organized and existing under and by virtue of the laws of Meditria, and Red Corporation (“Licensee”), a corporation organized an existing under and by virtue of the laws of Negoland.

### **WITNESSETH:**

**WHEREAS**, Licensor owns certain refining technology of Platinum (“Licensed Technology”); and

**WHEREAS**, Licensee desires Licensor, and Licensor is willing to grant Licensee a license regarding such refining technology under the terms and conditions hereinafter set forth.

**NOW, THEREFORE**, in consideration of the mutual premises and covenants hereinafter set forth, the parties hereto agree as follows:

#### **1. LICENSE:**

1.1 Subject to the terms of this Agreement, Licensor hereby grants to Licensee and its subsidiaries a non-exclusive, non-transferable license, without any right to grant a sublicense under the Licensed Technology during the term of this Agreement to refine Platinum in Negoland

1.2 Licensee may not use the Licensed Technology other than the purpose as set forth in Section 1.1.

1.3 Licensee shall cause its subsidiaries to be bound by the obligations no less restrictive than those of Licensee under this Agreement and will be fully liable for the subsidiaries’ performance thereof.

1.4 In consideration of the license granted under Section 1.1 hereof, Licensee shall pay to Licensor US\$500,000 within thirty (30) days after the execution of this Agreement.

#### **2. OWNERSHIP:**

2.1 Licensee acknowledges that this Agreement does not transfer or convey to Licensee the ownership of or any rights in any of the Licensed Technology (expressly including intellectual property rights thereto) except as expressly set forth herein. Licensee shall not acquire any right, title or goodwill to the Licensed Technology by virtue of using such Licensed Technology.

2.2 Any right not expressly granted herein to Licensee is expressly reserved by Licensor. Unless otherwise expressly provided herein, nothing contained in this Agreement shall be

construed as granting or conferring any right or license, by implication, estoppel or otherwise, under any patent, copyright, trademark, trade secret or any other intellectual property rights of Licensor.

(Omitted)

**6. TERM:**

6.1 This Agreement shall become effective as of January 10, 2016 and shall continue in full force and effect for one (1) year. Thereafter, this Agreement shall be automatically extended on a year-by-year basis unless either party gives to the other party a written notice of its termination to terminate this Agreement at least thirty (30) days prior to the expiration of such initial one (1) year period or any extended term thereof, as the case may be.

**7. MISCELLANEOUS:**

(Omitted)

7.8 This Agreement and any disputes related to or arising out of this Agreement shall be governed in all respects by Japanese laws.

7.9 Any controversy or claim arising out of or relating to this Agreement shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan. Such arbitration shall be conducted in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association.

7.10 This Agreement constitutes the entire agreement between the parties with respect to the subject matter of this Agreement, and supersedes and replaces all prior or contemporaneous communications, discussions, understanding or agreements, written or oral, regarding the subject matter hereof. No amendment or supplement to or modification of this Agreement shall be binding unless made in writing and signed by a duly authorized representative of each of the parties.

**IN WITNESS WHEREOF**, the parties by their duly authorized representatives have executed this Agreement upon the date first set forth above.

Licensor:  
Green Inc.

Licensee:  
Red Corporation

By (signed)

By (signed)

レッド社御中

ブルー社

貴社では、白金の精錬について、当社が貴社に対してライセンスした技術を利用されていますが、当社と貴社が2014年に締結したライセンス契約における技術の利用対象はタングステンの精錬に限定されています。当社の同意を得ることなく当該技術を白金の精錬に用いることはライセンス契約違反となります。したがって、ライセンス契約の規定に従い、生産量に応じ2倍のロイヤリティをお支払い頂く必要があります。

直ちに当該技術の白金の精錬への利用を中止すると共に、ライセンス契約に基づき2倍のロイヤリティをお支払いください。

ブルー社御中

レッド社

当社がグリーン社からライセンスを受けた技術は、確かにグリーン社が独自に開発したものであり、貴社の特許権を侵害するものではないとの確認がありました。つきましては、当社としては、当該技術の利用を継続いたします。また、貴社にロイヤリティをお支払いする理由はないものと考えております。

レッド社御中

ブルー社

先日、アービトリア仲裁センターにおける当社とグリーン社との間の仲裁手続において、グリーン社が貴社にライセンスした技術は、当社がメディトリア国において有する特許権を侵害するものであること、したがって、グリーン社は直ちに当該技術の使用を終了すべきこと、特許権侵害行為によりブルー社が被った損害を賠償すべきこと、を内容とする仲裁判断が出されました。

つきましては、直ちに当該技術の白金の精錬への利用を中止されるか、白金の生産量に応じ2倍のロイヤリティをお支払いください。

レッド社御中

ブルー社

貴信を拝見しました。

グリーン社による当社の特許権侵害については、既にお知らせした仲裁判断が尊重されるべきものです。当社は、ネゴランド国の特許庁の決定に関して、グリーン社の特許の無効の確認を求める訴訟をネゴランド国裁判所に提起致しました。貴社は当社がライセンスした技術を利用されているのですから、グリーン社が特許権を有するか否かにかかわらず、当社に対して損害賠償として2倍のロイヤルティを支払う義務があります。



ブルー社御中

レッド社

貴信を受領しました。アービトリア仲裁センターでは、グリーン社に特許権侵害があったとの仲裁判断が出されたとのことですが、貴社もご存じの通り、2017年4月1日、ネゴランド国特許庁は、グリーン社の特許権を認め、グリーン社は特許権者として登録されています。

従いまして、貴社の当社に対するご主張には理由がないものと考えております。仮に今後グリーン社の特許が無効であるとの判断がなされるとしても、当社はグリーン社の特許技術を利用していたものに過ぎず、貴社に対して損害賠償義務を負うことはありません。

## Confidentiality Agreement

This Confidentiality Agreement (this “Agreement”), made and entered into as of March 15, 2016, by and between Blue Inc. (“Blue”), a corporation organized and existing under and by virtue of the laws of Arbitria, and Red Corporation (“Red”), a corporation organized and existing under and by virtue of the laws of Negoland (Blue and Red are collectively, the “Parties” and respectively, the “Party”).

### **WITNESSETH:**

**WHEREAS**, the Parties wish to exchange certain information which may be confidential and proprietary to a disclosing Party for the purpose of jointly performing the research project regarding fish stock in the sea around Negoland and Arbitria (“Project”), subject to the terms and conditions hereinafter set forth.

**NOW, THEREFORE**, in consideration of the mutual premises and covenants hereinafter set forth, the Parties hereto agree as follows:

#### **SECTION 1. DEFINITION:**

- (1) “Confidential Information” shall mean (i) the existence of the Project, and (ii) any and all confidential, proprietary or secret information which are disclosed by the Discloser, and are clearly labeled as “Confidential”, or should be reasonably considered to be confidential given the nature of the information or the circumstances surrounding its disclosure.
- (2) “Discloser” shall mean the Party who will disclose its Confidential Information hereunder.
- (3) “Recipient” shall mean the Party receiving the Confidential Information of the Discloser.

#### **SECTION 2. NON-DISCLOSURE OBLIGATIONS:**

- (1) For a period of five (5) years from the effective date of this Agreement, the Recipient agrees that:
  - (i) it shall keep in confidence and not disclose or disseminate to any third party the Confidential Information of the Discloser;
  - (ii) it shall not use the Confidential Information for any purpose other than the Project;
  - (iii) it shall not disclose the Confidential Information to any person other than its officers and employees whose duties justify a need-to-know for the Project; and
  - (iv) it shall use the same degree of care, but no less than a reasonable degree of care, to avoid disclosure, publication or dissemination of the Confidential Information as the

Recipient would use with respect to its own confidential information of similar importance.

- (2) Notwithstanding the foregoing, the obligations set out in Section 2 (1) shall not apply to any portion of the Confidential Information of the Discloser which:
- (i) was already known to the Recipient at the time of disclosure;
  - (ii) is or becomes accessible to the public through no fault of the Recipient;
  - (iii) is obtained by the Recipient from a third party lawfully in possession thereof without restriction on disclosure or use; or
  - (iv) is independently ascertained or developed by or for the Recipient without use of such Confidential Information.
- (3) Notwithstanding the provisions of Section 2 (1) above, if the Recipient is required to disclose any of the Confidential Information of the Discloser by government authorities or required by law, ordinance, rule, regulation or court order applicable to the Recipient, the Recipient may so disclose such Confidential Information; provided that the Recipient shall take reasonable steps to obtain confidential treatment of such Confidential Information and shall make reasonable efforts to give the Discloser prior written notice of such requirement together with a copy of the information to be disclosed.

(Omitted)

#### **SECTION 5. MISCELLANEOUS:**

- (1) Each Party acknowledges that the unauthorized use or disclosure of its Confidential Information by the Recipient would cause irreparable harm and significant injury to the Discloser and monetary compensation may not be sufficient to cure the same. Accordingly, should such unauthorized use or disclosure occur or be likely to occur, the Discloser shall be entitled to appropriate relief, including injunctive and other equitable relief, to enforce the provisions of this Agreement.
- (2) This Agreement shall become effective as of the date first above written.
- (Omitted)
- (8) This Agreement and any disputes related to or arising out of this Agreement shall be governed in all respects by Japanese laws.
- (9) Any controversy or claim arising out of or relating to this Agreement shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association.

Blue Inc.  
By (signed)

Red Corporation  
By (signed)

○タングステン事件

・ブルー社が求める仲裁判断

レッド社はブルー社に対して、500 万米ドルを支払え。

・レッド社が求める仲裁判断

ブルー社の請求を棄却する。

・争点

レッド社はブルー社に対して、タングステンを供給すべき義務を負うか。また、かかる義務を負う場合、レッド社はこれに違反したか。

○ライセンス事件

・ブルー社が求める仲裁判断

レッド社はブルー社に対して、2016 年 3 月 1 日以降、1 ヶ月あたり 10 万米ドルを支払え。

・レッド社が求める仲裁判断

ブルー社の請求を棄却する。

・争点

レッド社による白金の精製技術の使用はライセンス契約の違反となるか。違反となる場合、レッド社は 2 倍のロイヤリティを支払う義務を負うか。

○漁業事件

・レッド社が求める仲裁判断

ブルー社はレッド社に対して、1000 万米ドルを支払え。

・ブルー社が求める仲裁判断

レッド社の請求を棄却する。

・争点

ブルー社はレッド社に対する秘密保持義務に違反したか。違反した場合、これに伴う損害賠償義務を負うか。